



とくとくガスプラン

(静岡エリア)

(主契約料金表)

令和6年6月4日実施

ガス料金その他の供給条件の内容

とくとくガスプラン（静岡エリア）

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、静岡ガス株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,090円を下回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が83,090円を上回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が10立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が10立方メートルをこえ、25立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が25立方メートルをこえ、60立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が60立方メートルをこえ、150立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が150立方メートルをこえる場合には料金表Eを、それぞれ適用いたします。

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	832円26銭
-------------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	225円51銭
---------------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	874円94銭
-------------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	221円24銭
---------------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,387円10銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200円77銭
---------------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,504円47銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	198円80銭
---------------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,688円91銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	197円56銭
---------------------	---------

3 日 割 計 算

- (1) 当社は、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、日割計算をし、ガス料金を算定いたします。

この場合のガス料金は、(3)によって算定された日割計算後基本料金および(4)によって算定された従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1 (1)によって算定された平均原料価格が83,090円を下回る場合は、別表（原料費調整）1 (4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1 (1)によって算定された平均原料価格が83,090円を上回る場合は、別表（原料費調整）1 (4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

- (2) (3)の日割計算後基本料金および(4)の従量料金の算定にあたっては、使

用量がイによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(1)の料金表Aを、使用量がイによって算定された値をこえ、ロによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(2)の料金表Bを、使用量がロによって算定された値をこえ、ハによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(3)の料金表Cを、使用量がハによって算定された値をこえ、ニによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(4)の料金表Dを、使用量がニによって算定された値をこえる場合は2（ガス料金）(5)の料金表Eを、それぞれ適用いたします。ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イ、ロ、ハおよびニの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、イ、ロ、ハおよびニによって算定された値の単位は、1立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{イ} \quad 10 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ロ} \quad 25 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ハ} \quad 60 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ニ} \quad 150 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 日割計算後基本料金は、(2)により適用することとされた基本料金に以下の値を乗じてえた値といたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、日割計算後基本料金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 従量料金は、(2)により適用することとされた従量料金といたします。

(5) ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧 力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォッベ指数	……57.8
	最低ウォッベ指数	……52.7

5 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといた

します。

附 則（実施期日）

この料金表は，令和 6 年 6 月 4 日から実施いたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格の単位は、10円とし、その端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均プロパン価格

$$\alpha = 0.9424$$

$$\beta = 0.0633$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 83,090 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (83,090 \text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 83,090 円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (\text{平均原料価格} - 83,090 \text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整

単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	8 銭 2 厘
---------------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格および 1 トン当たりの平均プロパン価格ならびに 1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。